

年金記録問題に関する特別委員会からのお願い

**年金記録の回復と年金記録問題再発防止に向けた  
会員の皆様からのご意見、情報を募集します**

この度、厚生労働省に設置された「年金記録問題に関する特別委員会」では、年金記録の回復と年金記録問題の再発防止に向けた取組みに資するため、社労士の皆様から、日本年金機構の事務処理に関するご意見、情報を募ることとされ、当連合会に協力要請がありました（参考資料1を参照。）。

今回の「ご意見、情報募集」の協力要請は、年金記録問題の4年間の集中取組期間が25年度末となっていることに鑑み、記録問題の再発防止のためのご提案をお伺いするとともに、先般報道された「時効特例給付の業務処理の不統一」等に類似する問題（参考資料2を参照）が他にないか、日頃から年金に関する相談や手続の業務に携わる専門家として会員の皆様からご意見や、情報を募るものです。

つきましては、以下の募集要領をご覧ください、多くのご意見、情報をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

＜参考資料1 年金記録問題に関する特別委員会からの要請（本文及び参考資料）＞

＜参考資料2 「時効特例給付の業務処理の不統一」問題＞

**【募集要領】**

**1. 募集のご意見、情報**

- (1) 下記の「ご意見、情報をいただきたい事項」の各項目についての、具体的なお意見、情報とします。お寄せいただいたご意見、情報については、連合会で事実関係等を確認した後、年金記録問題に関する特別委員会における検討材料となるため、可能な限り具体的な記載をお願いします（下記「ご意見、情報をいただきたい事項（回答票記載例）」をご参照ください。）。
- (2) ご意見、情報には、可能な限り「社労士として対応したもの」、「年金事務所の相談員として対応したもの」等の関与した立場について具体的な記載をお願いします。

＜ご意見、情報をいただきたい事項＞

＜ご意見、情報をいただきたい事項（回答票）＞

＜ご意見、情報をいただきたい事項（回答票記載例）＞

## 2. 意見、情報の応募方法

### (1) 電子メール

上記の「ご意見、情報をいただきたい事項（回答票）」に入力のうえ、下記の電子メールアドレスあて送信してください。なお、関連資料を添付する場合は、PDF等の電子ファイルで添付していただくか、郵送、FAX送信してください。

### (2) 郵送、FAX

上記の「ご意見、情報をいただきたい事項（回答票）」を出力のうえ、下記の提出先あて郵送、FAX送信してください。

### (3) 提出先

全国社会保険労務士会連合会

業務部企画課

〒103-8346 東京都中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館

FAX 03-6225-4865

電子メール [research@shakaihokenroumushi.jp](mailto:research@shakaihokenroumushi.jp)

## 3. 募集期限

平成25年7月31日（水）

（郵送は上記期限の消印有効）

## 4. お寄せいただいたご意見、情報の取扱

(1) いただいたご意見、情報は、連合会で集約し事実関係を含めて整理したうえで、「年金記録問題に関する特別委員会」に提出し、同委員会で審議の上公表される予定です。

なお、同委員会に提出するものは、連合会で事実関係を確認した結果、事務処理上問題があると思われる事案を中心に記載する予定です。

(2) いただいたご意見、情報を連合会で集約・整理する際、内容について不明な点などがあれば、連合会から会員各位に確認させていただくことがあります。

(3) また、いただいたご意見、情報の内容に関し、日本年金機構が照会を行う場合も、連合会から当該ご意見、情報をいただいた会員に確認させていただきます。

(4) いただいたご意見、情報に関する会員の皆様の個人情報については、本件の目的に限り取り扱うこととし、連合会から外部へ提供することはありません。

## ご意見、情報をいただきたい事項

1. 年金記録問題は、ご本人に結びつかない記録の問題（いわゆる宙に浮いた記録）と標準報酬月額等の記録内容が不正確だったという問題ですが、これらの問題について、何か再発防止のご提案はありませんか。
2. 顧客からの年金記録の探索を依頼された記録についての年金事務所の回答に対する納得度は、5～6年前と比べて改善されましたでしょうか。改善されていない点があれば教えてください。また、これまで発見が困難な記録の例として、「戦時中・終戦直後の被用者の年金記録」が挙げられていますが、ほかに、どのような種類の記録が発見困難でしたか。
3. 日頃の年金に関する手続や相談に携わられているお立場から、日本年金機構の事務処理について、次のような事案であって、事務処理上問題があると思われる事案はありませんでしょうか。

もしありましたら、下記の例に限らず、事案とその問題点をお教えてください。

ご意見、情報をいただきたい事案の例

- ①顧客側が“泣き寝入り”をさせられている、と思われる事務処理の事案がある。
- ②“妥当でない”と顧客側からの納得を得られそうもないような、事務処理の事案がある。
- ③近い将来、問題が起きないだろうか、と思われる事務処理の事案がある。
- ④年金事務所での当初の説明と、その後の本部からの回答に、差がありすぎる事務処理の事案がある。
- ⑤都道府県レベル、都道府県内の年金事務所レベル、あるいは、年金事務所の窓口レベルでの統一性が欠けている、と思われる事務処理（サービスの品質を含む）の事案がある。
- ⑥最近目立つ、事業主からの届出漏れや確認ミスが多発している事案がある。

4. 上記以外に、日本年金機構の窓口対応やホームページでの説明方法、同機構からの各種のお知らせ文の表現方法など、日頃から『ひと言、述べておきたい…』とお感じになっておられた点がありましたら、ご記入ください。

あるいは、「これまでの年金記録問題への取り組み状況」についての全般的なご意見でも結構です。

### ご意見、情報をいただきたい事項(回答票)

1. 年金記録問題は、ご本人に結びつかない記録の問題（いわゆる宙に浮いた記録）と標準報酬月額等の記録内容が不正確だったという問題ですが、これらの問題について、何か再発防止のご提案はありませんか。

<回答>

2. 顧客からの年金記録の探索を依頼された記録についての年金事務所の回答に対する納得度は、5～6年前と比べて改善されましたでしょうか。改善されていない点があれば教えてください。また、これまで発見が困難な記録の例として、「戦時中・終戦直後の被用者の年金記録」が挙げられていますが、ほかに、どのような種類の記録が発見困難でしたか。

<回答>

3. 日頃の年金に関する手続や相談に携わられているお立場から、日本年金機構の事務処理について、事務処理上問題があると思われる事案はありませんでしょうか。

<回答>

4. 上記以外に、日本年金機構の窓口対応やホームページでの説明方法、同機構からの各種のお知らせ文の表現方法など、日頃から『ひと言、述べておきたい…』とお感じになっておられた点がありましたら、ご記入ください。あるいは、「これまでの年金記録問題への取り組み状況」についての全般的なご意見でも結構です。

<回答>

4. いただいた情報、ご意見の内容を連合会からご確認させていただくため、以下についてお答えください。なお、会員の皆様の個人情報は、本件の目的に限り取り扱うこととし、連合会から外部へ提供することはありません。

|                            |   |
|----------------------------|---|
| ご所属の社労士会                   |   |
| お名前                        |   |
| お電話番号                      |   |
| メールアドレス                    |   |
| 年金業務に関与されている立場<br>(□にレを記入) | <input type="checkbox"/> 顧客の依頼を受けて年金に関する相談、手続業務を行う社労士<br><input type="checkbox"/> 年金事務所の相談員 |